

「大阪市障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の推進 ～～ 新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止の取組 ～～

●障害者基本法の基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす。

●本市計画の基本方針

(1)個人としての尊重 (2)社会参加の機会の確保 (3)地域での自立生活の推進

●障がい者支援計画(第5章住みよい環境づくりのために 2安全・安心)

エ 新型感染症対策

- ・ 新型コロナウィルス感染症(COVID-19)等、感染症の発生時において、障がい福祉サービスを継続利用できるよう、障がい分野での対応窓口を通じ、事業所からの意見等を踏まえ、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。
- ・ また、起こった問題について、障がい者施策推進協議会、市地域自立支援協議部会等において、意見集約、課題整理を行います。

《障がい福祉分野における取組の基本的な考え方》

- ・ 国の基本的対処方針や関係機関からの通知に基づき、感染症の感染拡大防止を最優先に、障がい福祉サービスの継続、円滑なワクチン接種等に取り組む。
- ・ 刻々と変化する状況に柔軟かつ適切に対応できるよう、事業所からの意見等を踏まえながら、危機管理、保健医療、福祉の各分野が連携して対応を協議し、実施していく。
- ・ 感染を予防するための「新しい生活様式」や「ICT の活用」などについては、障がい特性に配慮しながら取組を推進していく必要がある。

《これまでの主な取組》

- 1 障がい福祉サービス事業所等の感染防止対策、事業継続支援
- 2 円滑なワクチン接種に向けた対応・情報発信
- 3 「新しい生活様式」に関する障がいのある方への配慮
- 4 各種手続きの臨時的な対応

1 障がい福祉サービス事業所等の感染防止対策、事業継続等の支援

障がい福祉サービス事業所等における陽性者報告の現状(R2.4.1～R4.1.31)

1,129か所 2,040人(利用者1,135人、スタッフ905人)

(1) 障がい福祉サービス事業所等に対する支援事業の実施

- ・ 障がい福祉サービス等の衛生管理体制確保支援事業
- ・ 障がい福祉サービス確保支援事業(サービス継続支援事業)
- ・ 障がい者支援施設等の個室化改修支援事業補助
- ・ 障がい福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業補助
- ・ 障がい福祉分野のICT導入モデル事業補助
- ・ 障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助
- ・ 生産活動活性化支援事業補助(生産活動拡大支援事業補助)
- ・ 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業
- ・ 訪問入浴サービス等体制強化
- ・ 地域活動支援センターや日中一時支援事業所の受け入れ体制強化

(2) 衛生用品の備蓄及び各施設等への提供(一斉配布、個別提供)

- ・ アルコール消毒液、マスク(不織布・サージカル)、ゴム手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル等

訪問系・日中活動系・居住系サービス系等のサービス提供事業者・医療的ケアが必要なこども・障がい者団体 等

累計提供件数:34,710 件(R4.1.31時点)

(3) 障がい者支援施設等の従事者等への定期的なPCR検査の実施

令和3年2月から実施(児者入所施設の従事者等)

令和3年4月から対象拡充(GH、療養介護、宿泊型自立訓練事業所の従事者等)

令和3年7月から対象拡充(上記以外の障がい福祉サービス事業所の従事者等)

(4) 感染防止対策にかかる研修等の実施

①巡回による助言・指導

- ・ ゾーニング及び防護具の着脱方法等について、児者入所施設に対し順次、巡回により実地で助言・指導を実施。(令和2年9月～10月)

②新規指定事業所(GH、児発・放デイ)に対する助言・指導

- ・ 現地確認時(指定月に実施)に、感染対策の実施状況及び衛生用品の備蓄状況等を確認し、応援職員等の体制整備の検討やかかり増し経費の説明等、必要な助言・指導を実施 (GH:令和2年11月～、児発・放デイ:令和3年4月～)

③社会福祉講演会(オンライン)

- ・ 社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策に関する研修会

(大阪市社会福祉研修・情報センター共催、令和2年10月から研修動画を配信)

④業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修会(感染拡大に伴い延期中)

- ・ 基準省令の改正により義務付けられた障がい福祉サービス等事業者業務継続計画(BCP)の作成支援(講師:厚生労働省災害医療派遣チームDMAT医師)

⑤感染拡大期における福祉施設等での対応にかかる指導助言と意見交換(WEB会議)

- ・ 障がい者支援施設をはじめとする施設等での感染症対策について、DMAT医師による講義と意見交換(助言)

⑥HPでの情報発信

- ・ 障がい福祉サービス事業者等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する各種通知、チェックリスト、感染防止対策マニュアル、研修資料、動画等を発信

(5)応援職員の派遣、感染者発生への対応

- ・ 応援職員派遣スキームにかかる個別調整
- ・ 集団感染への対応にかかる個別調整
- ・ 介護者が不在となった場合の介護が必要な障がい者等への支援

2 円滑なワクチン接種に向けた対応・情報発信

(1)本市接種スケジュール等を踏まえ各施設・事業所等への情報提供

国通知に基づく本市の障がい者支援施設等従事者の優先接種等の情報提供

(2)障がい児入所施設に対するワクチン接種にかかる説明会の開催

(3)追加接種におけるワクチン確保・接種券前倒し発送への対応(障がい者支援施設・GH)

(4)障がい特性に応じた配慮等

接種券送付時の点字表記、点字資料の同封、接種会場への手話通訳者派遣・配置

3 「新しい生活様式」に関する障がいのある方への配慮

- ・ 障がい者差別解消法にかかる相談窓口での相談受付
- ・ 本市ホームページでの啓発「新型コロナウイルス感染防止対策における障がいのある方への配慮について」

4 各種手続き等の臨時的な対応

(障がい福祉サービス事業所等が行うもの)

- ・ 国通知に基づく「障がい福祉サービス等の報酬、人員、施設・設備及び運営基準」等の柔軟な取り扱いの運用
- ・ 新規申請の事前協議及び各種加算の手続き(来庁受付)を郵送提出に変更
- ・ 事業者の集団指導を動画等の視聴による研修に変更(オンデマンド化)

(利用者等が行うもの)

- ・ 障がい支援区分の認定調査にかかる臨時的な対応
- ・ 各種手帳の再認定(再判定、更新)にかかる臨時的な対応

- ・ 特別児童扶養手当等にかかる有期認定期限の延長

《コロナ禍で見えてきたこと》

- ・ 障がいのある方等が陽性となった場合、医療との連携が重要である。
- ・ 入院先での障がいのある方への配慮が必要である。
- ・ 感染フェーズに応じた福祉分野の連携、協力体制の強化が必要である。
- ・ 感染拡大防止措置の影響により要約筆記、手話通訳、盲ろう者の通訳・介助者などの利用が困難で、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等による孤独・孤立への支援が必要である。
- ・ 企業の採用活動が激減したために、障がいのある人の新規就職等が困難である。
- ・ マッサージやあんま・鍼・灸等人との接触が避けられない自営業に携わる障がいのある人の営業が困難である。
- ・ 福祉的就労の場では、経済活動の自粛の影響により工賃や賃金の確保が困難である。
- ・ 「新しい生活様式」における障がいのある方への配慮が必要である。
- ・ 感染状況の変化とともに、国や府市の関係機関等から発出される対応方針や通知等の適切かつ分かりやすい周知が必要である。
等

《進んだ点》

- ・ 施設に通所できない利用者等に対して、パソコンやタブレットを活用した非接触によるサービスの提供が進んだ。
- ・ 障がい福祉事業所や施設等では、ICT 導入モデル事業補助や感染拡大防止の取組により、ICT 化が進んだ。
- ・ 介護が必要な障がい者等の家族が感染して入院(宿泊療養)し、介護者が不在となった場合、基幹相談支援センターを通じ、事業所間で連携対応していく体制が出来た。
- ・ 本市開催の研修や事業所集団指導等を WEB 開催することにより、参加者等が増加する等の効果が得られた。

次期計画策定に向けて

●第5次障害者基本計画(2023年度～)

【骨格案】3 社会情勢の変化

(2)新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応

【総論本文案】3 社会情勢の変化

(2)新型コロナウイルス感染症拡大とその対応

- 感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、孤独・孤立問題も顕在化・深刻化
- 感染防止のため身体的距離の確保やマスクの着用等「新しい生活様式」の実践が求められる中、障がい特性によっては新たな困りごとを抱える障がい者もいる。

●令和4年度 市政運営の基本方針

[取組みを進めるにあたって]

- ・ コロナ禍において、府市による密接な連携と役割分担のもと、対策を機動的に講じることにより、新型コロナウイルス感染症との共存を図りながら、医療・経済の両面から市民の安全・安心を守るためにの取組を確実に進めていく。

(1) 豊かな大阪をめざした政策推進

① ウィズコロナにおける対策と大阪の再生

ア 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の充実

- ・ 感染状況等に応じた保健所での即応体制を強化し、迅速な対応を図るとともに、医療・検査体制及びワクチン接種体制を確保する。また、今後起こりうる新たな大規模感染症の発生も見据えた体制と施設の整備を進める。
- ・ これまでの経験などを踏まえ、学校園や児童福祉施設、社会福祉施設等に対する感染拡大防止のための支援を行うとともに、本市市民利用施設における感染拡大防止策を引き続き徹底する。

イ 市民サービスの充実

(イ)暮らしを守る福祉等の向上

- ・ 市民の暮らしを守り、住民福祉のさらなる向上に注力するため、特別養護老人ホームの計画的な整備や認知症施策の推進をはじめ、独り暮らし高齢者や重度障がい者など、真に支援が必要な方にしっかりとサービスが届くよう取り組む。